

告示

埼玉県告示第九百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 六千四百十二平方メートル

（変更後） 七千九百九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 三百八十二台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 四百六十四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 百九十九台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二百四十二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 国道一四〇号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

国道二九九号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

屋上駐車場 午前七時四十五分から午後十時

（変更後） 国道一四〇号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

国道二九九号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

増床棟側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

屋上駐車場 午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 八か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

二 届出年月日

令和三年七月二十九日

二 縦覧期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課